

災害対策執務便覧

平成23年6月

中 小 企 業 庁

目 次

I 災害発生時における中小企業支援措置

1. 災害発生時における中小企業支援措置の概要	1
2. 初動措置	3
(1) 特別相談窓口の設置	
(2) 災害復旧貸付等の実施	
(3) 既往債務の返済条件緩和等の対応	
(4) 小規模企業共済の災害時貸付の実施	
3. 追加措置	5
(1) セーフティネット保証（4号）	
(2) 激甚災害法に基づく中小企業支援措置	
(3) 災害復旧貸付の金利引下げ	
(4) その他の支援（高度化事業における災害復旧貸付）	

II 災害対策の事務手続

1. 初動措置の事務手続	11
2. セーフティネット保証（4号）の事務手続	11
3. 激甚災害の政令指定手続	11
別紙1：市町村中小企業所得推定額報告要領	18
別紙2：被害状況調査要領	20

III 参考例

① 大規模災害発生時の初動措置	30
② セーフティネット保証（4号）の指定（官報告示）	34

③ 激甚災害指定政令及び告示	35
④ 政令指定措置の適用期間の延長	36
⑤ 災害復旧貸付の金利引下げ（閣議決定）	37

IV 関係法令等（関係部分）

① 災害対策基本法	42
② 災害対策基本法施行令	49
③ 災害救助法	51
④ 災害救助法施行令	52
⑤ 災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める 特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定め る省令	54
⑥ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	55
⑦ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する 法律施行令	67
⑧ 激甚災害指定基準	69
⑨ 局地激甚災害指定基準	73
⑩ 中小企業信用保険法	76
⑪ 中小企業信用保険法施行令	83
⑫ 小規模企業者等設備導入資金助成法	86
⑬ 小規模企業者等設備導入資金助成法施行令	90
⑭ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法	91

I 災害発生時における 中小企業支援措置

1. 災害発生時における中小企業支援措置の概要

大規模災害が発生した場合、災害の発生時点、中小企業の被害規模が明らかになった時点において、それぞれ必要に応じて中小企業支援措置を講じる。

(1) 災害の発生時点の措置（初動措置）

大規模災害の発生等により都道府県知事が災害救助法の適用を決定した場合、通常当日中に初動措置として以下の措置を実施。

- 1) 特別相談窓口の設置
- 2) 災害復旧貸付等の実施
- 3) 既往債務の返済条件緩和等の対応
- 4) 小規模企業共済の災害時貸付の実施

(2) 中小企業の被害規模が明らかになった時点の措置（追加措置）

1) セーフティネット保証（4号）

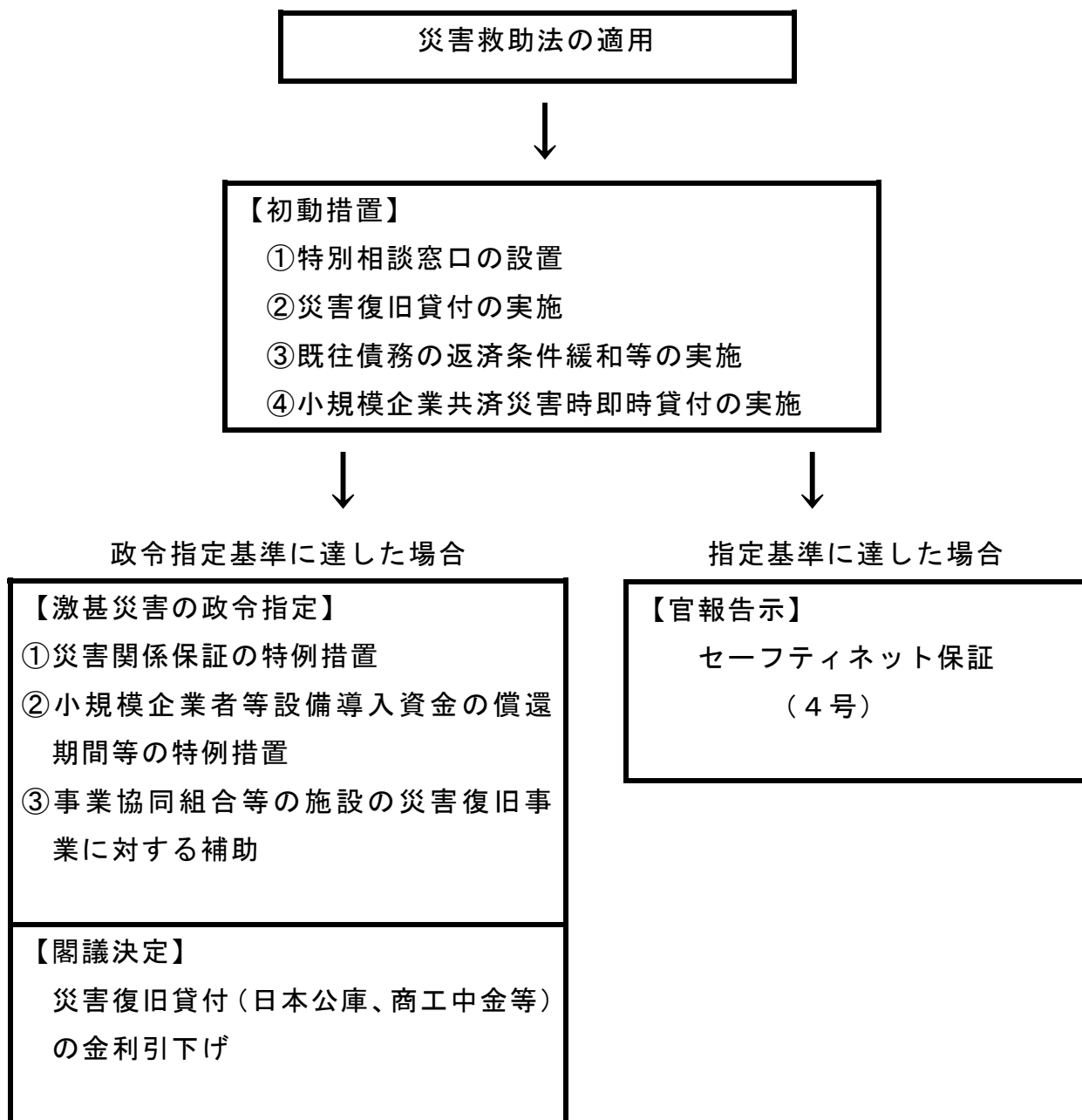
中小企業信用保険法2条4項4号（自然災害等）に基づくセーフティネット保証（経営安定関連保証）の適用基準を満たす場合には、告示で当該災害を指定することによりセーフティネット保証を適用。

2) 激甚災害の政令指定等

中小企業被害状況の調査（地方経済産業局において都道府県から情報入手）の結果、激甚災害法に基づく激甚災害の政令指定基準に達した場合には、激甚災害法に定める中小企業支援措置の適用について政令指定。

通常、この政令指定と併せて、閣議決定により日本政策金融公庫等の災害復旧貸付の金利引下げを実施。

災害対策に係る中小企業支援のフローチャート



※その他の支援措置として、中小企業基盤整備機構及び都道府県が高度化事業における災害復旧貸付を実施。

2. 災害の発生時点の措置（初動措置）

【災害救助法の適用基準】

- ① 当該市町村の人口に応じ、所定の数以上の住家が滅失したとき
（同法施行令第1条第1項第1号から第3号）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数※
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
:	:
300,000 人以上	150

※「半壊・半焼」は1/2、
「床上浸水」は1/3換算。

- ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
（同法施行令第1条第1項第4号）
- 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合
 - 食品、生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とする、又は、救出について特殊の技術を必要とする場合

災害救助法の適用（都道府県知事が適用市町村及び適用日を指定して適用を決定）があった場合、通常当日中に初動措置として次の措置を講じる。ただし、同法の適用がなくとも中小企業の被害が甚大であると判断される場合は同様に支援措置を講じる。＜参考例①＞

（1）特別相談窓口の設置

被災地（災害救助法適用市町村）を含む都道府県の全域を対象として、公的金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構地方支部及び地方経済産業局に特別相談窓口を設置し、被災中小企業者からの金融支援要望等の相談に対応。

（2）災害復旧貸付の実施

被災中小企業者を対象として、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫が災害復旧貸付（運転資金及び設備資金を一般貸付とは別枠で融資）を実施。

- 金利：日本公庫、沖縄公庫 基準金利
商工中金 所定の利率（相談の上決定）
- 貸付限度額：日本公庫 別枠で中小事業 1. 5 億円、国民事業 3 千万円
沖縄公庫、商工中金 別枠で 1. 5 億円
- 貸付期間：10 年以内（据置 2 年以内）

（３）既往債務の返済条件緩和等の対応

公的金融機関において、返済猶予等の既往債務の条件変更、手続の迅速化、担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。

（４）小規模企業共済の災害時貸付の実施

被災した小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日に低利で融資を行なう災害時貸付を実施。

- 金利：0. 9 %（H23. 3. 1 現在）
- 貸付期間：500 万円以下 3 年以内
505 万円以上 5 年以内
- 貸付限度額：納付済掛金額の合計額に納付済月数に応じた一定の割合（貸付対象者②参照）を乗じて得た額と 500 万円のいずれか少ない額から、既に契約者貸付を受けている場合には、その残額を控除した額の範囲内で 50 万円以上 5 万円の倍数となる額。ただし、一般貸付と併せて最高 1, 000 万円までの額。
- 貸付対象者：次の要件を全て満たしている共済契約者。
 - ① 掛金納付済月数が 12 ヶ月以上であること。
 - ② 納付済掛金にその納付済月数に応じて、次に定める割合を乗じて得た金額が 10 万円以上であること。

12 ヶ月以上 36 ヶ月未満	70 %
36 ヶ月以上 120 ヶ月未満	80 %
120 ヶ月以上	90 %
 - ③ 掛金を 6 ヶ月以上滞納していないこと。
 - ④ 災害救助法の適用区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により直接、又は間接に被害を受けたため事業経営に支障を生じていること。
- 担保等：担保、保証人は不要。

3. 中小企業の被害規模が明らかになった時点の措置（追加措置）

（1）セーフティネット保証（4号）（官報告示）

中小企業の被害状況が指定基準を満たす市町村について、中小企業信用保険法第2条第4項第4号（自然災害等）における指定地域に指定。指定地域内で認定基準を満たす中小企業に対し、信用保証協会が行う災害関係保証について、一般の付保限度額と同額を別枠で設ける等。＜参考例②＞

- 限度額：普通 2億円
無担保 8,000万円
特別小口 1,250万円
- 保証料：概ね1%以内で各信用保証協会が定める

（2）激甚災害法に基づく中小企業支援措置の内容（政令指定）

【激甚災害指定基準】

※災害対象区域が市町村レベルのものを「局激」といい、全国（都道府県以上）レベルのものを「本激」（通称）という。

本 激（A）

中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 2%

本 激（B）

中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%
かつ

- ① 当該都道府県の中小企業関係被害額 >
当該都道府県中小企業所得推定額 × 2%
又は

- ② 当該都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円

局 激

当該市町村の中小企業関係被害額（注） >
当該市町村の中小企業所得推定額 × 10%

（注）被害額が1千万円未満の市町村を除く。また、被害額1千万円以上の市町村の被害合計額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

中小企業関係被害額が上記の基準に達した場合、激甚災害法に定める次の中小企業支援措置を政令で指定。〈参考例③、④〉

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

1) 概要

信用保証協会に対する信用保険の付保限度額を拡大すること等により、被災中小企業者等に対する保証の円滑な実施を図るもの。

2) 対象となる中小企業者

- ① 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合等が対象。（12条1項1号）
- ② 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であって、その直接又は間接の構成員のうちに上記①に該当する者を含むものも対象となる。（12条1項2号）

（注1）上記①の「激甚災害による被災区域」とは、激甚災害により災害救助法施行令1条1項1号から3号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村をいう（激甚災害法施行令25条）。災害救助法施行令1条1項1号から3号の規定は、災害救助法の適用基準のうちの住家滅失数の基準であるため、住家滅失数の基準に達しない被害状況である場合には、激甚災害法の中小企業支援措置を政令指定することはできない。すなわち、災害救助法の適用があった場合でも、災害救助法施行令1条1項4号に基づくものである場合には政令指定することができない。他方、都道府県知事が災害救助法を適用しなかった場合でも、被害の程度が同令1条1項1号から3号のいずれかの基準に達していれば政令指定することができる。

（注2）上記①の「事業所」とは、事業活動の拠点たる建物、建築物等（借用したものを含む。）をいい、支所、出張所、連絡事務所、倉庫等とはもとより、業種業態に応じ、製材業における貯木場や貯木地、石炭鉱業における貯炭場等が含まれる。

（注3）上記①の「激甚災害を受けた中小企業者等」とは、風水害等により工場の損壊、機械の冠水、棚卸資産の流失等直接の損害を被った者をいい（市町村長の罹災証明書が必要）、取引先の罹災による売掛金の回収遅延等間接の損害だけでは該当する者とはならない。

3) 対象となる保証

被災中小企業者の事業の再建に必要な資金に係る信用保証協会の債務保証（災害関係保証）であって、経済産業大臣が定める日までに当該保証に係る貸付けが行われたもの。（12条1項柱書き）

（注1）上記の「事業の再建に必要な資金」とは、被災中小企業者の事業の復旧に必要な資金に限られるものであるが、災害復旧に係る事業所又は事業用資産等について改良がなされたことにより被災前の事業規模を若干程度上回る場合であっても、当該事業の再建として相当な範囲内である場合は保証の対象となり得る。

（注2）上記の「経済産業大臣が定める日」については、激甚災害の政令指定の日から6か月以内の日（激甚災害法施行令24条）を官報で告示する。

（注3）上記（2）②に該当する者の場合は、直接又は間接の構成員に対する転貸資金が保証の対象となる。

4) 特例措置の内容

① 保険制度の別枠設定

中小企業信用保険の保険種類ごとに、通常の付保限度額とは別に、災害関係保証の付保限度額（普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円）を別枠で設ける。（12条1項柱書き）

（注）災害関係保証は通常の保証とは別個に保険関係が成立するものであるため、両者の間で付保限度額が通算されるものではない。また、災害関係保証の付保限度額は、災害別ではなく全て通算されて残高が計算される。

② 保険てん補率の引上げ

災害関係保証における普通保険のてん補率（70%）を80%とする。（12条2項）

③ 保険料率の引下げ

災害関係保証の保険料率を通常の保険料率の約3分の2とする。（中小企業信用保険法施行令2条3項）

小規模企業者等設備導入資金助成法における貸付金の償還期間等の特例（第13条）

1) 概要

小規模企業者等に対する設備資金貸付事業及び設備貸与事業について、小規模企業者等の償還期間を延長するもの。

2) 対象となる中小企業者

激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた小規模企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者が対象。（激甚災害法施行令 26 条）

（注1）「激甚災害による被災区域」については、上記1.（1）の注1参照。

（注2）「事業所」については、上記1.（1）の注2参照。

（注3）「小規模企業者等」とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業の場合は5人）以下の事業者等をいう。（小規模企業者等設備導入資金助成法2条）

（注4）「主要な事業用資産」とは、被災中小企業者等の業種業態に応じて、その被害が事業の遂行に著しい支障をきたす機械設備、自動車、船舶、棚卸資産等をいう。貸与又は寄託を受けた物（下請加工業者が預かっている原材料等）であっても、その復旧が自己の負担となるものであれば「主要な事業資産」に含まれる。

（注5）「これらに準ずる損害」とは、床上浸水による損害と同程度以上の経済価値の損失をいう。例えば、床下浸水であっても、設備や在庫品の冠水により相当程度の損害が生じた場合等。

3) 特例措置の内容

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備資金貸付事業及び設備貸与事業に関し、激甚災害を受ける前に貸付け又は譲渡等を受けた小規模企業者等の償還期間又は支払期間について、2年を超えない範囲内において延長。

（注1）設備資金貸付事業においては貸付金の償還期間の延長。設備貸与事業においては、設備の譲渡又は貸付けに係る対価又はプログラム使用権の対価の支払期間の延長。

(注2) 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、都道府県は、国から借り入れた資金を設備資金貸付事業等の実施機関である貸与機関（中小企業振興公社、産業振興センター等）に貸付けることにより小規模企業者等の設備導入を促進。激甚災害の政令指定により、都道府県は貸与機関に対し貸し付けた資金の償還期間を2年を超えない範囲内において延長することができる（激甚災害法13条1項）。償還期間の延長を受けた貸与機関は、設備資金を貸し付けた小規模企業者等に対しその償還期間を同一期間延長する（同条2項）。

事業協同組合等の施設の災害復旧事業（第14条）

1) 概要

事業協同組合等が設置した共同施設の災害復旧事業に対する都道府県の補助経費の一部を国が補てんすることにより、共同施設の災害復旧を促進するもの。

(注) 激甚災害法14条の措置は、中小企業関係被害額が本激基準に達した場合に限り適用される（激甚災害指定基準10。局地激甚災害指定基準において適用するものとされている中小企業支援措置は激甚災害法12条及び13条の措置のみ。）

2) 対象となる施設

① 設置区域

激甚災害による被災区域のうち、当該区域内の被災共同施設の平均復旧経費が150万円以上である市町村の区域内。

② 共同施設の種類

対象となる施設は、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置き場に限定されている。（激甚災害法施行令27条1号）

(注1) 対象となる施設については、激甚災害法施行令27条において詳細な要件が規定されている。

(注2) 対象施設が限定されているのは、事業協同組合等の生産事業等に直接関連する施設のうち緊要度の高いものから補助対象にすることが適当であるため。

3) 特例措置の内容

国は、都道府県が、激甚災害を受けた上記の共同施設の災害復旧事業に要する経費の4分の3以上を補助する場合に、当該都道府県に対し、当該

補助に要する経費（4分の3を超える部分を除く。）の3分の2を補助することができる。

（注）国からの補助率は常に「4分の3」の「3分の2」であるため、災害復旧事業費の2分の1相当額を国庫から補助することになる。

（3）災害復旧貸付の金利引下げ（閣議決定）

激甚災害の政令指定を受けた地域（「激甚災害による被災区域」）における被災中小企業者に対する公的金融機関の災害復旧貸付について、閣議決定により特別利率（最優遇金利）を適用。＜参考例⑤＞

（4）その他の支援（高度化事業における災害復旧貸付）

中小企業基盤整備機構及び都道府県の融資による高度化事業に係る事業協同組合等の共同施設が被災した場合に、その復旧費用について中小企業基盤整備機構又は都道府県が高度化資金を貸付け。

- 貸付割合：90%以内
- 償還期限：20年以内（据置期間3年以内）
- 金 利：無利子

Ⅱ 災害対策の事務手続

1. 初動措置の事務手続

大規模災害の発生等により都道府県知事が災害救助法の適用を決定した場合、厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室から中小企業庁経営安定対策室の防災専用FAXに連絡が入る。この連絡があった場合、中小企業庁は、通常当日中に、初動措置として特別相談窓口の設置等の中小企業支援措置を実施。

なお、同法の適用がなくとも中小企業の被害が甚大であると判断される場合は同様に支援措置を講じる（注）。

（注）同法の適用基準は住家の滅失戸数であるため、中小企業の被害状況を適切に反映していない場合がある。そのため、各都道府県に対し当該地域での中小企業被害状況を確認し、初動措置の実施の是非を検討する。

2. セーフティネット保証（4号）の事務手続

中小企業の被害状況が指定基準を満たす市町村について、中小企業信用保険法第2条第4項第4号（自然災害等）における地域指定するため、必要に応じて各都道府県において被害状況等を確認し、中小企業庁金融課に報告。

3. 激甚災害の政令指定等の手続

（1）激甚災害法の概要

1）概要

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について定めたもの。

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担緩和や被災者に対する特別の助成が特に必要と認められる災害が発生した場合、本法に基づき、政令により、当該災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対して適用すべき助成措置を指定する。

2）助成措置

激甚災害法においては、激甚災害に対する助成措置として以下の措置が定められている。以下の①～④の助成措置ごとに別個の政令指定基準が定められており、災害による被害の程度によって適用できる助成措置は異なる（このため、公共土木施

設や農林水産業に関する助成措置が適用される場合でも、中小企業に関する助成措置は適用されない場合がある。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の特別の財政援助及び助成（市町村による感染症予防事業に関する負担の特例等）

3) 指定基準

激甚災害と助成措置の政令指定基準は、中央防災会議（災害対策基本法 11 条 1 項）の決定により定められた「激甚災害指定基準」（いわゆる「本激」の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（いわゆる「局激」の基準）の 2 つがある。後者の局激の基準は、本激の基準には達しないが被害の程度が甚だしい災害について適用される基準である。中小企業に関する助成措置の政令指定基準については、後掲「激甚災害指定基準」参照。

(2) 激甚指定に係る事務手続

災害による中小企業者の被害状況が激甚災害の政令指定基準に達するか否かを判断するためには、「中小企業所得推定額」の算定と「中小企業関係被害額」の調査を行う必要がある。各経済産業局は、都道府県に対して、都道府県別又は市町村別の中小企業所得推定額の算定と中小企業関係被害額の調査を依頼し、その結果を中小企業庁に報告する。中小企業庁は、激甚災害法に基づく事務を総括する内閣府（防災総括）に対し、中小企業関係被害額及び激甚災害指定基準への適合の有無を報告する。

（注 1）大規模な災害が発生した場合、内閣府から関係各省（経済産業省、国土交通省、農林水産省）に対し、被害状況及び激甚災害指定基準への適合の有無に関する調査依頼がある。通常、関係各省は、災害発生から 1～2 週間内に一次報告を行い、その後の 1～2 週間内に最終報告（確定）を行う。

（注 2）市町村の合併の特例等に関する法律 19 条は、合併市町村が、災害等に対する国の財政援助に関して合併により不利益を受ける場合は、激甚災害法等の規定にかかわらず、当該合併が行われなかったものとして措置しなければならないと規定。しかし、市町村の区域を基準とする「局地激甚災害指定基準」において対象とされている中小企業支援措置は、日本政策金融公庫による中小企業信用保険の付保限度額拡大（信用保証協会から信用保証を受ける中小企業者に対する助成措置）と都道府県による設備資金貸付等の償還期間の延長（設備資金の貸付等を受けた小規模企業者等に対する助成措置）のみであり、いずれも市町村に対する国の財政援助を内容とするものではないため、中小企業支援措置に関しては市町村の合併の特例等に関する法律 19 条の適用はない。

1) 中小企業所得推定額の算定

本激の政令指定基準との関係では「全国中小企業所得推定額」及び「都道府県別中小企業所得推定額」の算定を、局激の政令指定基準との関係では「市町村別中小企業所得推定額」の算定を行う必要がある。

①全国中小企業所得推定額

全国中小企業所得推定額については、毎年1月に閣議決定される「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」における国民所得の見通しの額に第2次産業又は第3次産業の構成比^(注1)及び第2次産業又は第3次産業における中小企業比率^(注2)を乗じて得られる額を合計することによって算定。この算定は中小企業庁経営安定対策室が行う。

(注1) 産業構成比は、直近の「国民経済計算確報」(内閣府)の「経済活動別国内総生産」(名目)における第2次産業又は第3次産業の構成比を用いる。

(注2) 中小企業比率は、第2次産業については直近の工業統計における製造業の付加価値額における中小企業比率、第3次産業については直近の商業統計における卸売業及び小売業の販売額の合計額における中小企業比率を用いる。

②都道府県別中小企業所得推定額

都道府県別中小企業所得推定額については、各都道府県において、直近の都道府県民経済計算等を用いて上記①の全国中小企業所得推定額の算定方法に準じて算定。

③市町村別中小企業所得推定額

市町村別中小企業所得推定額については、「市町村中小企業所得推定額報告要領」(平成22・06・21中庁第1号)〈別紙1〉により算定。

2) 中小企業被害額の調査

中小企業被害額の調査に当たっては、「被害状況調査要領」(41企庁第523号)〈別紙2〉を基準とする。

(3) 金利引下げの政令指定の手続

中小企業被害額が激甚災害の政令指定基準(本激又は局激)に達した場合、中小企業庁は、関係省と協議の上、政令の閣議決定の手続を行う。併せて、公的金融機関による災害復旧貸付の金利引下げに係る閣議決定の手続を行う。

(注) 激甚災害の政令指定の対象となる地域は、当該災害による被災区域が災害救助法施行令 1 条 1 項 1 号から 3 号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域とされている(激甚災害法施行令 25 条)。このため、災害救助法の適用があった場合でも、同法施行令 1 条 1 項 4 号に基づくものである場合には政令指定することができない。他方、都道府県知事が災害救助法を適用しなかった場合でも、被害の程度が同法施行令 1 条 1 項 1 号から 3 号のいずれかの基準に達していれば政令指定することができる。

1) 政令指定 <参考例②>

①関係省

- ・内閣府(防災総括)
- ・財務省(大臣官房政策金融課(主担当課)、主計局経済産業第三係、主計局法規課、理財局経済産業係)
- ・適用措置の主務官庁(国土交通省(河川局防災課)、農林水産省(経営局経営政策課災害総合対策室)、文部科学省、厚生労働省、総務省)

②内閣府(防災総括)が主担当省として政令指定手続(法制局用資料及び中央防災会議用資料の作成その他閣議請議手続)を行う。

③法制局は第一部で審査。(内閣府が主対応。関係各省が同席し必要に応じて補足。)

④激甚災害法 2 条 3 項の規定により、政令案を中央防災会議(災害対策基本法 11 条~13 条)に諮らなければならない。中央防災会議は内閣総理大臣及び関係国務大臣等によって組織されるものであるが、激甚指定の政令案については、通常、同会議の主事会議(関係省庁の担当者で構成)が開催される。

この会議で関係省庁が協議するため各省協議は行われぬ。また、激甚災害の政令指定は、行政手続法 39 条 4 項 1 号に規定する「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」ときに該当するため、同法に基づく意見公募(パブコメ)は行われぬ。

⑤閣議請議は内閣府主請議で、政令指定措置の関係省による共同請議。

2) 官報告示 <参考例②>

政令の公布日と同日に、激甚災害法施行令 24 条の「経済産業大臣が定める日」を告示する。

3) 金利引下げの閣議決定 <参考例④>

①関係省

- ・財務省(上記(1)と同じ)

- ・ 農林水産省経営局金融調整課（日本政策金融公庫の農林水産事業関係）
- ・ 厚生労働省健康局生活衛生課（同国民生活事業関係）

②閣議請議は、財務省主請議で関係 4 省による共同請議。

③閣議決定について、中小企業庁長官名（関係省との連名）で日本政策金融公庫 総裁及び指定金融機関の代表者（商工組合中央金庫社長等）に対し、事業環境 部長名で関係都道府県の商工担当部長に対し通知。

4) 政令指定措置の適用期間の延長 <参考例③>

激甚災害法 12 条の措置（災害関係保証の特例）の適用期間を延長する場合は、 上記（2）の官報告示で定めた「経済産業大臣が定める日」について、上記（1） の政令の一部改正により新たな日を定める。この政令改正についてはパブコメを 行う必要がある。

激甚災害指定基準（中小企業関係）

○全国規模の激甚災害指定基準

$$\frac{\text{全国の中小企業関係被害額}}{\text{当該年度の全国の中小企業所得推定額（参考3）}} > \text{おおむね} 0.06\%$$

かつ

$$\frac{\text{一の都道府県の中小企業関係被害額}}{\text{当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額}} > 2\%$$

又は

$$\text{当該都道府県の中小企業関係被害額} > 1,400 \text{億円}$$

左記の条件を満たす都道府県

○局地激甚災害指定基準

$$\frac{\text{一の市町村の中小企業関係被害額（参考2）}}{\text{当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額（参考4）}} > 10\%$$

（被害額が1千万円未満のものを除く）

ただし、被災市町村の被害合計額が5千万円未満である場合を除く。

(参考1)

平成23年度全国中小企業所得推定額

平成23年度推定国民所得 (405.4兆円)	x	第2次産業構成比 23.8%	x	中小企業構成比 54.4%)
平成23年度推定国民所得 + (405.4兆円)	x	第3次産業構成比 62.8%	x	中小企業構成比 66.0%)
第2次産業推計中小企業所得 = 45兆4,576億円		+	第3次産業推計中小企業所得 145兆5,239億円		
全国中小企業所得推定額 ≒ 190兆9,815億円					

(注1) 平成23年度推定国民所得は、「平成23年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(内閣府、平成23年1月24日閣議決定)における平成23年度(見通し)の「国民所得」による。

(注2) 第2次産業構成比及び第3次産業構成比は、平成21年度国民経済計算確報(内閣府)の《主要系列表3. 経済活動別国内総生産(名目)》による。

(注3) 第2次産業の中小企業構成比は、工業統計を抜粋している2010年版中小企業白書の製造業の付加価値額(付属統計資料9表)における中小企業比率による。

(注4) 第3次産業の中小企業構成比は、商業統計を抜粋している2010年版中小企業白書の卸売業と小売業の販売額(付属統計資料10表、11表)の合計額における中小企業比率による。

市町村中小企業所得推定額報告要領

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づく激甚災害に係る中小企業助成措置の政令指定に関し、局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）を適用する場合には、災害発生地域を管轄する経済産業局（沖縄県にあっては「沖縄総合事務局」）は、災害発生地域の都道府県から下記により市町村中小企業所得推定額の報告を求めるものとする。

記

1. 災害発生地域の市町村中小企業所得推定額は、直近の市町村民経済計算における第 2 次産業の市町村民所得と第 3 次産業の市町村民所得のそれぞれの中小企業分の合計値とする。

（注 1）「第 2 次産業」は鉱業、製造業、建設業とし、「第 3 次産業」は卸売・小売業、不動産業、運輸・通信業、サービス業とする。

（注 2）「第 2 次産業の市町村民所得」と「第 3 次産業の市町村民所得」は、直近の市町村民経済計算における当該市町村の「市町村民所得」に当該市町村の市町村内総生産の第 2 次産業構成比及び第 3 次産業構成比をそれぞれ乗じて推計するものとする。

（注 3）市町村民所得の中小企業分の算定に当たっては、第 2 次産業については直近の工業統計、第 3 次産業については直近の商業統計における市町村別の中小企業比率を乗じて推計するものとする。

（注 4）工業統計における中小企業比率は、全事業所の製造品出荷額等の合計値に占める従業者 300 人以下または資本金 3 億円以下の事業所の比率とする。また、商業統計における中小企業比率は、全事業所の卸売販売額と小売販売額の合計値に占める従業者 100 人以下または資本金 1 億円以下の卸売業事業所の販売額と従業者 50 人以下または資本金 5 千万円以下の小売業事業所の販売額の合計値の比率とする。

中小企業庁経営安定対策室は、直近の工業統計及び商業統計にお

被害状況調査要領

被害状況調査は実態調査表、被害推計表および総括表を下記により作成して行なう。

1. 実態調査表

- (1) 都道府県毎に特に被害の大きい市町村を選定し（被害市町村の4分の1程度）、当該市町村のうち特に被害の甚大な区域と被害の軽微な区域に分け、可能な限り多くの被災中小企業を対象として実態調査（少なくとも2割程度、ただし被害の特に甚大な区域については少なくとも4割程度）を実施する。
- (2) 実態調査の実施にあたっては、業種別（工業、鉱業および商業（サービス業を含む。以下同じ。））に被災企業について、つぎの事項を調査する。

- ① 従業者数（事業主、家族従業者、役員を含む。）
- ② 被害態様（別に定める態様別区分による。）
- ③ 土地・建物等（事業用資産に限る。）の被害面積および被害額
- ④ 機械、設備等の被害額
- ⑤ 商品、原材料、仕掛品等の被害額

この場合、被害額は、つぎの基準により算定するものとする。

- ① 土地、建物等については、時価による復旧費とする（土地については、整地費、堆積土砂排除費等とし、建物等については、取りこわし、修繕費および改築費等とする。）。ただし、復旧が困難または不適當であると認められるときは、被災前の時価から被災後の残存価額を控除した額とする。
 - ② 機械、設備等については、取得価額に別に定める残存価額率を乗じて、時価を算定し、これに別に定める被害率を乗じた額とする。
 - ③ 商品在庫等については、年間売上高等に別に定める一定の在庫率を乗じて在庫価格を算定し、これに別に定める一定の被害率を乗じた額とする。
- (3) 実態調査表は、別表1の様式により作成し、算定基礎につき注記する。

2. 被害推計表

- (1) 実態調査を実施した市町村の被災中小企業の被害総額は、別表2の様式でつぎの方法により算定する。

即ち、当該市町村等から報告のあった工業、鉱業、商業別被害態様区分別に被災企業の

従業員数に実態調査により算定した当該市町村の従業員1人当たり被害額をそれぞれ乗じて得た額の合計を被害総額とする。

- (2) 実態調査をしなかった市町村については、前記(1)の方式に準じて当該市町村等から報告のあった業種別、被害態様区分別の被災中小企業の従業員数に実態調査を実施した市町村にかかる業種別、被害態様区分別従業員1人当たりの被害額（別表2の実態調査を行なった市町村の被害推計欄の計の数値）を乗じて得た額を被害額として記入する。

なお、中小企業者数の極めて少ない市町村から被災企業数に見合う従業員数等の報告を受けることができない場合には、工業、鉱業、商業別に既存の統計等を用い、従業員数を推計する等適宜の方法によることとする。この場合は備考欄に注記する。

3. この外、被害状況について市町村等の調査報告等があれば適宜参考資料として添付する。

4. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第13条及び第14条関係について

- (1) 法第13条関係

- ① 助成対象企業（組合）の被災件数、金額
- ② 助成対象物件の被災件数、金額
- ③ 法第13条適用の場合の償還計画の変更状況（第13条適用前と適用した場合の償還計画）

- (2) 法第14条関係

- ① 同条適用の場合の国庫補助金額
- ② 法施行令第27条の基準に該当する旨の説明

5. 実態調査のための被害態様区分、残存価額率、在庫率および被害率について

(1) 被害態様の区分および被害率は次のとおりとする。

区分	被害態様の説明	被害率	
		機械設備等	在庫品
A	事業用建物等の延面積60%以上につき破壊、埋没、流失または焼失したもの	(100%) 80%	(100%) 90%
B	1. 事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき破壊、埋没、流失または焼失したもの 2. 事業用建物等の延面積の50%以上につき浸水1m以上のもの	(60%) 50%	(90%) 60%
C	1. 事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき破壊、埋没、流失または焼失したもの 2. 事業用建物等の延面積の50%以上につき浸水30cm以上1m未満のもの 3. 事業用面積の延面積の10%以上50%未満につき浸水1m以上のもの	(30%) 20%	(60%) 30%
D	AからCに該当しない被害	(20%) 5%	(40%) 10%

注) 火災の場合における被害態様区分別被害率は()書きを適用する。

(2) 機械設備等の残存価額率はつぎのとおりとする。

経過年数	0 ~ 5 年	6 年 以上
残存価額率	75 %	30 %

(3) 商品、原材料、仕掛品等の在庫率はつぎのとおりとする。

- ① 商業にあつては年間販売額の12% (1.4ヶ月分)
- ② 工・鉱業にあつては年間販売額の11% (1.3ヶ月分)

6. 総括表

総括表は別表3および4の様式により作成する。

実態調査表

業種

都道府県名

市町村名	事業所数	被災従業員数 (a)	被災総額 (b)	(千円)						従業員1人当り被害額 (b/a) (千円)	備考	
				土地 被害額 (イ) m ²	建物 被害額 (ロ) m ²	機械設備 被害額 (ハ)	商品、仕掛 品等 被害額 (ニ)	原材料 被害額 (ホ)	その他 被害額 (ヘ)			
A												
B												
C												
D												
計												
A												
D												
計												
A												
B												
C												
D												
計												

被害推計表
業種
都道府県名

項目	市町村名	項目別	被災事業所数	従業員数	実態調査による従業員1人当り被害額(千円)	推計被害額(千円)	備考
実態調査を行った市町村		A					
		B					
		C					
		D					
		計					
推計被害		A					
		計					
		A					
		B					
		C					
実態調査を行わなかった市町村被害推計		A					
		計					
		A					
		B					
		C					
合計		A					
		B					
		C					
		D					
		計					

総 括 表

都道府県名

業 種	被害 態様 区分	被 災 事 業 所 数	従 業 員 数 (a)	推 計 被 害 額 (b)	従 業 員 当 り 平 均 推 計 被 害 額 (b/a)	備 考
全 業 種	A					(A) 実態調査 市町村数 () (B) 推 計 市町村数 ()
	B					
	C					
	D					
	計					
工 業	A					(A) 実態調査 市町村数 () (B) 推 計 市町村数 ()
	B					
	C					
	D					
	計					
商 業	A					(A) 実態調査 市町村数 () (B) 推 計 市町村数 ()
	B					
	C					
	D					
	計					
そ の 他	A					(A) 実態調査 市町村数 () (B) 推 計 市町村数 ()
	B					
	C					
	D					
	計					

別表 4

事業協同組合等の共同施設被害状況

区 域	被災 協同組合名	組 合 員 数	共同施設 被害状況	当該市町村の 区域小計 当該事協復旧費 被災事協（除く 30万円未満）	組合員 1人当たり 被災額 共設復旧費 利用構成員
○ ○ 市	小 計				
合 計					

- 注 1. 区域には災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害のあった市町村のみを計上すること。
 2. 被害額は別表3による被害額と重複する。

(前頁の裏面)

区分	被害態様の説明	被害率	
		機械設備等	在庫品
A	事業用建物等の延面積60%以上につき破壊、埋没、流失または焼失したもの	(100%) 80%	(100%) 90%
B	1. 事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき破壊、埋没、流失または焼失したもの 2. 事業用建物等の延面積の50%以上につき浸水1m以上のもの	(60%) 50%	(90%) 60%
C	1. 事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき破壊、埋没、流失または焼失したもの 2. 事業用建物等の延面積の50%以上につき浸水30cm以上1m未満のもの 3. 事業用面積の延面積の10%以上50%未満につき浸水1m以上のもの	(30%) 20%	(60%) 30%
D	AからCに該当しない被害	(20%) 5%	(40%) 10%

(注) 火災の場合における被害態様区分別被害率は、()書きを適用する。

都道府県名		市町村名		地域区分		激甚 軽微	
※被害態様区分 A B C D		事業所名		資本金		万円	
※事業所の業種 ()は生産品目等の内容		工業 () 鉱業 ()		商業・サービス業 ()			
従業員数 (事業主、役員等であっても事業に従事する者は含める) 人							
被 害 等	土 地	総面積	㎡	事業用地のうち被災した面積(A)		㎡	*申出による被害額
		事業用地面積	㎡	被災した事業用地の面積(A) × (B)		㎡	
建 物 等	事業用建物等の延面積	被災した事業用建物等の種類	㎡	被災延面積	被害額(A)	*帳簿上の額	
		鉄筋コンクリート造				千円	
		軽量コンクリート造				*申出による被害額	
		木 造				千円	
		構 築 物				千円	
				被害額計 ((A)の計)	千円		
機 械 設 備 等	経過年数	台数	取得価額(A)	残存価額率(B)	時価(A)×(B)	*帳簿上の額	*申出による被害額
	5年以内のもの			0.75			
	5年超のもの			0.30			
	計				(C)		
				ハ 被害額((C)×被害率)	千円		
販 売 品 等	商品、原材料、仕掛品等	最近1年間の販売高(A)		千円			
		在庫高(B)=(A)× 工鉱業は 0.11 商業、サービス業は 0.12		千円			
	*申出による被害額	千円		ニ 被害額((B)×被害率)	千円		
	*申出による被害額	千円					
ホ	被害額計(イ+ロ+ハ+ニ)			千円		従業員1人当たり被害額 ホの額 従業員数	
その他参考事項	申出による被害額(*の合計額)					千円	
						備考	調査年月日 調査員所属氏名
						No.	

(注) ※は当該のものに○をつけること。*は参考のための調査。
被害態様区分および被害率は裏面参照。
単位(㎡または坪)は該当するものに○を付けること。
死傷者数、事業所の非稼働日数等は参考事項の項に記入すること。

III 参 考 例

<参考例①>

平成21年8月10日



平成21年台風第9号災害に係る被災中小企業者対策について

上記災害の発生につき、経済産業省は、兵庫県での災害救助法の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として兵庫県において以下の措置を講ずることとしました。

1. 特別相談窓口の設置

兵庫県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構近畿支部及び近畿経済産業局に特別相談窓口を設置します（参考資料①参照）。

2. 災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、兵庫県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します（参考資料②参照）。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

兵庫県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応します。

4. 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

今般の災害により被害を受けた兵庫県の災害救助法適用地域の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用します（参考資料③参照）。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁経営安定対策室長 奈須野 光祐

担当者：畠山 今福

電話：03-3501-1511（内線 5251）

03-3501-2698（直通）

平成21年台風第9号災害に関する特別相談窓口

機関名	支店名		連絡先
(株)日本政策金融公庫	神戸支店	中小事業	078-362-5961
(株)日本政策金融公庫	神戸支店	国民事業	078-341-4981
(株)日本政策金融公庫	神戸東支店	国民事業	078-854-2900
(株)日本政策金融公庫	明石支店	国民事業	078-912-4114
(株)日本政策金融公庫	姫路支店	国民事業	079-225-0571
(株)日本政策金融公庫	尼崎支店	国民事業	06-6481-3601
(株)日本政策金融公庫	豊岡支店	国民事業	0796-22-4327
(株)商工組合中央金庫	神戸支店		078-391-7541
(株)商工組合中央金庫	姫路支店		079-223-8431
(株)商工組合中央金庫	尼崎支店		06-6481-7501
兵庫県信用保証協会			078-393-3900
伊丹商工会議所			072-775-1221
相生商工会議所			0791-22-1234
姫路商工会議所			079-222-6001
洲本商工会議所			0799-22-2571
宝塚商工会議所			0797-83-2211
西脇商工会議所			0795-22-3901
龍野商工会議所			0791-63-4141
神戸商工会議所			078-303-5801
西宮商工会議所			0798-33-1131
小野商工会議所			0794-63-1161
尼崎商工会議所			06-6411-2251
明石商工会議所			078-911-1331
赤穂商工会議所			0791-43-2727
三木商工会議所			0794-82-3190
豊岡商工会議所			0796-22-4456
高砂商工会議所			0794-43-0500
加古川商工会議所			079-424-3355
加西商工会議所			0790-42-0416
兵庫県商工会連合会			078-371-1261
兵庫県中小企業団体中央会			078-331-2045
中小企業基盤整備機構	近畿支部		06-6910-2235
中小企業基盤整備機構	中小企業大学校関西校		0790-22-5931
近畿経済産業局産業部中小企業課			06-6966-6024

合計 34か所

〔災害復旧貸付の概要〕

(参考資料②)

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】

株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業→基準金利（平成21年7月10日現在、1.85%（貸付期間5年の場合））

国民生活事業→基準金利（同、2.20%（貸付期間5年の場合））

商工組合中央金庫→所定の利率（同、相談の上決定）

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業→1.5億円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業→3千万円（代理貸付：1千5百万円）

商工組合中央金庫→1.5億円（組合は4.5億円）

【貸付期間】

中小企業事業→設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

国民生活事業→設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

商工組合中央金庫→設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

【担保特例】

中小企業事業

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

なお、激甚災害等の場合は、3千万円を上限として、無担保特例あり。（金利上乘せなし。）

国民生活事業

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所。以下同じ。）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又は主要な資産（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所又は主要な資産。以下同じ。）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の売上高。以下同じ。）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として掛金総額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（平成21年8月9日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下36ヵ月
505万円以上60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

罹災証明等の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害 新潟県		災 害 名
長岡市 柏崎市 小千谷市 上越市 三島郡出雲崎町 刈羽郡刈羽村 三条市 十日町市 燕市 南魚沼市	地 域	
平成十九年七月十六日から平成十九年十月十五日まで		市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間

○経済産業省告示第百二十四号
 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)第二条第四項第四号の規定に基づき、同
 号の災害及び地域を次のように指定する。
 平成十九年八月十五日
 経済産業大臣 甘利 明

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年九月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百四十一号

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十五号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 高知県幡多郡三原村 法第二条、第四条第一項、第二十四條第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 兵庫県佐用郡佐用町、法第二条、第四条第一項、第二十四條第一項に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十一年台風第九号（同年八月九日に北緯二十七度東経百三十五度十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十三日に北緯三十三度五十分東経百五十一度四十分において熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号）第一条第一項及び第四十三條第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七條第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

- 内閣総理大臣 麻生 太郎
- 総務大臣 佐藤 勉
- 財務大臣 与謝野 馨
- 文部科学大臣 塩谷 立
- 厚生労働大臣 舛添 要一
- 農林水産大臣 石破 茂
- 経済産業大臣 二階 俊博
- 国土交通大臣 金子 一義

○経済産業省告示第二百八十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三十三号、以下「令」という。）第二十四条の規定に基づき、平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十一年九月十五日

経済産業大臣 二階 俊博

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害に関し、令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十二年三月十四日とする。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月六日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十一号

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十九年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十七年政令第四百三号」の下に、「以下「令」という。」を加え、「同令」を「令」に改める。

本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十年九月一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

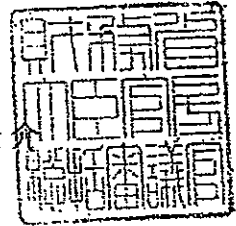
内閣総理大臣 福田 康夫
財務大臣 額賀福志郎
経済産業大臣 甘利 明

財 政 第 4 7 4 号
健 発 0 9 1 1 第 1 号
2 1 経 営 第 3 1 5 9 号
平成21・09・11中庁第1号
平成 21 年 9 月 11 日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 安居 祥策 殿

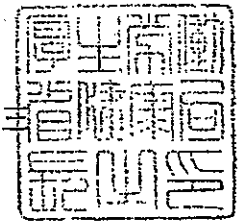
財務省大臣官房総括審議官

香川 俊介



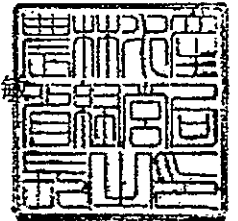
厚生労働省健康局長

上田 博三



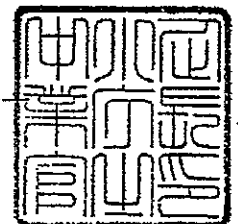
農林水産省経営局長

今井 敏



中小企業庁長官

長谷川 榮



平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり閣議決定されたので、同閣議決定に基づく特別措置の実施について遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本措置における貸付後4年目以降の適用利率については、基準利率（貸付け時に適用されるもの（基準利率以外の利率が適用された場合には当該利率））とする。

また、本災害に係る被害証明書の事務手続については、別紙2を参考にさせていただき関係地方公共団体あて通知したので了知ありたい。

なお、別紙2の事業用資産には、従来どおりコンピューターのソフトウェアやデータが含まれると解されるので併せて了知ありたい。

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

〔平成21年9月11日〕
閣 議 決 定

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が受けた被害は極めて甚大であり、これら被災中小企業者等の早急な立ち直りを支援する必要がある。

このため、特に被害の著しい中小企業者等に対する株式会社日本政策金融公庫の災害融資については、特段の措置として、激甚災害の例及び最近の金融情勢にかんがみ、下記により、貸付利率の年率を、災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9パーセントを控除した率を基本として設定する。あわせて、危機対応業務を活用し、指定金融機関による災害融資の金利を引き下げられるよう、利子補給を行う。

記

1 特別措置の対象とする者

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた兵庫県佐用郡佐用町の区域内

に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたもの

2 特別措置の対象とする貸付金の限度額

全機関を通じ1貸付先当たり融資額のうち1,000万円(中小企業団体にあっては3,000万円)まで

3 特別措置を適用する期間

平成21年8月9日から平成22年3月14日までに災害融資を受ける者について、貸付後3年間

平成21年8月8日から同月11日までの豪雨及び暴風雨災害被害証明書

事業所名 _____
事業所所在地 _____
事業主 _____
事業種類 _____

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()

2. 主要な事業用資産

<資産名>	<被害状況>
①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()
②	"
③	"
・	
・	

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名 ⑩

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名 ⑩

IV 關係法令

① 災害対策基本法

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

最終改正：平成十九年三月三十一日法律第二一号

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議（第十一条—第十三条）

第二節 地方防災会議（第十四条—第二十三条）

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部（第二十四条—第二十八条の六）

第四節 災害時における職員の派遣（第二十九条—第三十三条）

第三章 防災計画（第三十四条—第四十五条）

第四章 災害予防（第四十六条—第四十九条）

第五章 災害応急対策

第一節 通則（第五十条—第五十三条）

第二節 警報の伝達等（第五十四条—第五十七条）

第三節 事前措置及び避難（第五十八条—第六十一条）

第四節 応急措置（第六十二条—第八十六条）

第六章 災害復旧（第八十七条—第九十条）

第七章 財政金融措置（第九十一条—第一百四条）

第八章 災害緊急事態（第一百五条—第一百九条の二）

第九章 雑則（第一百条—第一百十二条）

第十章 罰則（第一百三条—第一百七条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に

関する計画をいう。

- 十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
 - イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
 - ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
 - ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
 - ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(国の責務)

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（ 中略 ）

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議

（中央防災会議の設置及び所掌事務）

第十一条 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 三 内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
- 四 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 五 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（同項の規定により命を受けて

同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。)がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

六 防災担当大臣が命を受けて掌理する事務に係る前号の重要事項に関し、当該防災担当大臣に意見を述べること。

七 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 前項第五号の防災担当大臣の諮問に応じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行うものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一 防災の基本方針

二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三 非常災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱

四 災害緊急事態の布告

五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)

第十二条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長（国務大臣を除く。）若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第十三条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに

その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

（ 中略 ）

第七章 財政金融措置

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第九十八条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生につどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第九十九条 第九十七条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- 一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準
- 二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助
- 三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

（災害に対処するための国の財政上の措置）

第一百条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条第二項に規定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

（ 中略 ）

(災害融資)

第百四条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。

(以下略)

② 災害対策基本法施行令

(昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号)

最終改正：平成二二年三月三十一日政令第四六号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 中央防災会議（第三条—第六条）

第三章 地方防災会議（第七条—第十四条）

第四章 災害時における職員の派遣（第十五条—第十九条）

第五章 政令で定める計画（第二十条）

第五章の二 防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続（第二十条の二）

第六章 災害応急対策（第二十一条—第三十六条）

第七章 災害復旧（第三十七条・第三十八条）

第八章 財政金融措置（第三十九条—第四十五条）

第九章 雑則（第四十六条）

附則

第一章 総則

(政令で定める原因)

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

（ 中略 ）

第二章 中央防災会議

(中央防災会議の委員及び専門委員)

第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、二十五人以内とする。

2 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 中央防災会議の専門委員（以下この条及び次条において「専門委員」という。）は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(中央防災会議の専門調査会)

第四条 中央防災会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、会長が指名する。ただし、会長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として委員を指名することができる。
- 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

(中央防災会議の庶務)

第五条 中央防災会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

(中央防災会議の議事の手続等)

第六条 前三条に定めるもののほか、中央防災会議の議事の手続その他中央防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が中央防災会議に諮つて定める。

(中略)

第八章 財政金融措置

(政令で定める災害)

第四十四条 法第百二条第一項及び第百四条の政令で定める災害は、激甚災害とする。

(政令で定める金融機関)

第四十五条 法第百四条の政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体金融機構
- 二 株式会社日本政策投資銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 株式会社商工組合中央金庫

(以下略)

③ 災害救助法

(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号)

最終改正：平成一八年六月七日法律第五三号

第一章 総則（第一条—第二十一条）

第二章 救助（第二十二条—第三十二条の二）

第三章 費用（第三十三条—第四十四条）

第四章 罰則（第四十五条—第四十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の実施)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

(以下略)

④ 災害救助法施行令

(昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号)

最終改正：平成一八年八月一日政令第二六六号

(災害の範囲)

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
 - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(中略)

(救助の程度・方法・期間)

第九条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

- 2 前項の厚生労働大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(中略)

別表第一（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	三〇
五, 〇〇〇人以上 一五, 〇〇〇人未満	四〇
一五, 〇〇〇人以上 三〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇, 〇〇〇人以上 五〇, 〇〇〇人未満	六〇
五〇, 〇〇〇人以上 一〇〇, 〇〇〇人未満	八〇
一〇〇, 〇〇〇人以上 三〇〇, 〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	一五〇

別表第二（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上 二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 五〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上 三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	二, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	二, 五〇〇

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	一五
五, 〇〇〇人以上 一五, 〇〇〇人未満	二〇
一五, 〇〇〇人以上 三〇, 〇〇〇人未満	二五
三〇, 〇〇〇人以上 五〇, 〇〇〇人未満	三〇
五〇, 〇〇〇人以上 一〇〇, 〇〇〇人未満	四〇
一〇〇, 〇〇〇人以上 三〇〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	七五

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	五, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上 二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	七, 〇〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上 三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	九, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	一二, 〇〇〇

⑤ 災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令

(平成十二年三月三十一日厚生省令第八十六号)

最終改正：平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号

(令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

(令第一条第一項第四号の厚生労働省令で定める基準)

第二条 令第一条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 二 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

附 則（略）

⑥ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(昭和三十七年九月六日法律第百五十号)

最終改正：平成一九年七月六日法律第一〇九号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第三条・第四条）

第三章 農林水産業に関する特別の助成（第五条—第十一条の二）

第四章 中小企業に関する特別の助成（第十二条—第十五条）

第五章 その他の特別の財政援助及び助成（第十六条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(特別の財政援助及びその対象となる事業)

第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと

- 認められるためこれと合併して行なう公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
- 三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第八条第三項 の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十条 又は第四十一条 の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第二項 から第四項 までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- 六の二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条 の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- 七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項 又は第二項 の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- 八 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第一項 若しくは第二項 又は第八十三条第二項 若しくは第三項 の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する自立訓練、同条第十四項 に規定する就労移行支援又は同条第十五項 に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- 九 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条 の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- 十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- 十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条 の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号 の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
- 十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行なうものを除く。）
- 十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業（他の法令に国の負担又は補

助に関し別段の定めがあるものを除く。)

十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

- 2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一 激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十

二 前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五

三 第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十

四 第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十

五 第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六 第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十

- 2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

- 3 前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

- 4 前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。

- 5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の二まで及び第九号に掲げる事業のうち、

地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

- 6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

第五条 激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部
 - 二 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部
- 2 前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ十分の九の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。
- 3 前二項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)

第六条 激甚災害を受けた暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「四十万円」とあるのは「十三万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、

その他の地域内の施設については、同号 中「十分の二」とあるのは、「十分の三（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）」とする。

（開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第七条 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項 に規定する農業用施設又は同条第四項 に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が十三万円以上のものに要する経費につき、都道府県が十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

- 一 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設
- 二 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
- 三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

第八条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項 の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法 の適用については、同法第二条第四項第一号 中「二百万円（北海道にあつては三百五十万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは「二百五十万円（北海道にあつては四百万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は六百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とし、同項第二号 中「六年」とあるのは「六年（政令で定める資金については七年）」とする。

- 2 天災融資法第二条第三項 の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法 の適用については、同法第二条第八項 中「二千五百万円（連合会に貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは、「五千万円（連合会に貸し付けられる場合は七千五百万円）以内で政令で定める額」とする。

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

第九条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場

合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

(土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助)

第十条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が十分の九を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

(共同利用小型漁船の建造費の補助)

第十一条 国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの(沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。)を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

(森林災害復旧事業に対する補助)

第十一条の二 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域における森林災害復旧事業につき、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う森林災害復旧事業に要する経費の二分の一

二 都道府県以外のものが行う森林災害復旧事業につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費(都道府県が三分の二を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の四分の三

2 前項の森林災害復旧事業とは、都道府県、市町村、森林組合その他政令で定めるものが政令で定めるところにより当該激甚災害を受けた森林を復旧するために行う当該激甚災害を受けた樹木(当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であつて当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。)の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林に係る樹木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設の事業であつて政令で定める基準に該当するものをいうものとする。

第四章 中小企業に関する特別の助成

(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)

第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)

第十三条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五

号) 第三条第一項 に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二条第五項 に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項 に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五条第一項 の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

- 2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五条第二項 及び第三項 の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第十四条 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の三分の二を補助することができる。

第十五条 削除

第五章 その他の特別の財政援助及び助成

(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条 に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

- 2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。
- 3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付する

ものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

第十八条 削除

(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)

第十九条 特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条の支弁については、同法第五十九条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第六十一条第三項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、それぞれ同法第五十九条又は第六十一条第三項の規定を適用する。

(母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例)

第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければな

らない。

- 3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。
- 4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）」とする。
- 5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは、「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に關する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）

第二十二条 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等（公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。）をする場合には、同法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。）の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第二十三条 削除

(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

- 2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。
- 4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例)

第二十五条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「高年齢継続被保険者等」という。）を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみ

なして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

- 2 前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない。
- 3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者（）」とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いずれも）」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者（）」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」とする。
- 4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の三、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号二中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二条第二項第一号中「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは「四十五歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号中「六十歳以上六十五歳未満」とあるのは「六十歳以上」とする。
- 6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法 の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。
- 7 第五項の規定により高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法 の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章 の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 8 第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章 及び第八十一条 の規定を準用する。

附 則（略）

⑦ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令

(昭和三十七年十月十日政令第四百三号)

最終改正：平成二二年四月二三日政令第一二三号

- 第一章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第一条—第十三条）
 - 第二章 農林水産業に関する特別の助成（第十四条—第二十三条の二）
 - 第三章 中小企業に関する特別の助成（第二十四条—第三十二条）
 - 第四章 その他の特別の財政援助及び助成（第三十三条—第四十八条）
- 附則

(中略)

第三章 中小企業に関する特別の助成

(中小企業信用保険法 による災害関係保証の特例)

第二十四条 法第十二条第一項 の政令で定める日は、激甚災害の指定があつた日から起算して六月をこえない範囲内において、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

第二十五条 法第十二条第一項第一号 の政令で定める地域は、激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号 から第三号 までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法 による貸付金等の償還期間等の特例)

第二十六条 法第十三条第一項 の政令で定める者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害を受けた小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第一項 に規定する小規模企業者等及び同条第二項 に規定する創業者
- 二 激甚災害による被災区域内にある事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設)

第二十七条 法第十四条 の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設（以下この条において単に「共同施設」という。）であつて政令で定めるものは、激甚災害による被災区域のうち、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若

しくは商工組合連合会（以下この条において「事業協同組合等」といい、その施設の災害復旧に要する経費が三十万円未満であるものを除く。）の当該激甚災害を受けた施設でその市町村の区域内にあるものの復旧に要する経費の総額を、当該事業協同組合等の数で除して得た額が百五十万円以上の市町村の区域内にある次の各号に該当する共同施設とする。

一 その施設の災害復旧事業に要する経費が三十万円以上の事業協同組合等の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場（当該事業協同組合等の運営上経済効果の小さいもの及び当該施設の規模又は能力が当該施設を利用する事業協同組合等の構成員（協同組合連合会及び商工組合連合会にあつては、その会員たる組合の組合員を含む。以下この条において「利用構成員」という。）の規模又は利用量に比して著しく大であるものを除く。以下この条において「被害共同施設」という。）

二 次のいずれかに掲げる事業協同組合等の被害共同施設

イ その施設の災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員（協業組合にあつては、組合員）の数で除して得た額が十万円以上の事業協同組合等の被害共同施設

ロ 利用構成員のうち、激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害により当該区域内にある事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたものの数が利用構成員の総数の百分の三十を超える事業協同組合等の被害共同施設

（ 以下略 ）

⑧ 激甚災害指定基準

(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)

最終改正：平成二十一年三月十日

激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号。以下「法」という。)第二条の激甚(じん)災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章(公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)の措置を適用すべき激甚(じん)災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%をこえる都道府県が一以上あること。
 - (2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)の措置を適用すべき激甚(じん)災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える

災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

- (1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害
- (2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚（じん）災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚（じん）災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条及び第十三条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推

計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害

- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚（じん）災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- 8 法第二十二条（罹（り）災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚（じん）災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（1） 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（2） 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおとど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後

に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。

⑨ 局地激甚災害指定基準

(昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定)

最終改正：平成二十一年三月十日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。)第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置(ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る。))、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第十二条及び第十三条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村(当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費

の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇ha を超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平

成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。

⑩ 中小企業信用保険法

(昭和二十五年十二月十四日法律第二百六十四号)

最終改正：平成二十一年七月八日法律第七〇号

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

一の二 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

二の二 協業組合であつて、特定事業を行うもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

四 商工組合及び商工組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

四の二 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事

業を行う者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの（以下「酒類業組合」と総称する。）

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

2 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの

二 事業協同小組合であつて、特定事業を行うもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三 特定事業を行う企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの

四 特定事業を行う協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

五 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

3 この法律において「再生中小企業者」とは、次の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。

一 次のいずれかに該当する者

イ 再生事件又は更生事件が係属している者

ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百八十八条第一項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）

二 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後三年を経過していない者

4 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者であつて、経済産業大臣が指定したものに対する売掛金債権その他経済産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二 取引の相手方たる事業者その他の事業者が事業活動の制限であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、次に掲げる事由のうち中小企業者の事業活動

に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が定めるものが生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

イ 当該事業者と取引を行う中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ロ イに掲げるもののほか、当該事業者の事業活動に相当程度依存している相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

ハ イ及びロに掲げるもののほか、指定地域（当該事業活動の制限により当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域をいう。）内に事業所を有する相当数の中小企業者について生じた取引の数量の減少その他これに類する事由

三 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

四 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

五 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つていたことにより、銀行その他の金融機関と

の金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 銀行その他の金融機関が支店の削減等による経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整であつて経済産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

八 銀行その他の金融機関が当該中小企業者に対して有する貸付債権を特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）又は株式会社産業再生機構に譲渡したことにより、当該金融機関その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、適切な事業計画を有することその他の経済産業大臣が定める基準に適合することによりその事業の再生が可能と認められるもの

（普通保険）

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、借入金の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする借入金の弁済（手形の割引の場合は、手形の支払）を保険事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした借入金（手形の割引の場合は、手形の割引により融通を受けた資金）は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

- 5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の者に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時に消滅する。

(無担保保険)

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

- 2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。
- 3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。
- 4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の保険関係に準用する。

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをする事により、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額

に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

- 2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。
- 3 前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について第三条第一項、前条第一項、次条第一項、第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項、第三条の八第一項、第三条の九第一項、第三条の十第一項又は第三条の十一第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時ににおいて、公庫と無担保保険の契約を締結している信用保証協会にあつては、無担保保険の保険関係に、公庫と無担保保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、経済産業省令で定めるところにより普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。
- 4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「借入金の額のうち保証をした額」とあるのは、「保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額）」と読み替えるものとする。

（ 中略 ）

(保険料)

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中略)

(経営安定関連保証の特例)

第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証(第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた特定中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項及び第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第三項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第十三条 普通保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての第三条第二項及び第五条の規定の適用については、第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証に係るものについての保険料の額は、第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附 則 (略)

⑪ 中小企業信用保険法施行令

(昭和二十五年十二月十四日政令第三百五十号)

最終改正：平成二十一年七月三十一日政令第一九七号

(中小企業者の範囲)

第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

2 法第二条第一項第一号の二に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

(中略)

(保険料率)

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）、社債に係る債務を保証した期間又は法第三条の十一第一項に規定する債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、法第三条の十第一項に規定する特定社債保険及び法第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険にあつては〇・一パーセント

から一・六四パーセントまで（手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）の場合は、〇・〇八パーセントから一・四パーセントまで）の範囲内において、保険関係ごとに、当該保険関係に係る中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて経済産業省令で定める保険料率（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント）、法第三条の三第一項 に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）、法第三条の四第一項 に規定する流動資産担保保険にあつては〇・四六パーセント、法第三条の五第一項 に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項 に規定するエネルギー対策保険、法第三条の七第一項 に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項 に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては〇・八七パーセント、法第三条の九第一項 に規定する事業再生保険にあつては一・五九パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証（法第三条の八第一項 に規定する債務の保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が五千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・五パーセントとする。

3 第一項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項 に規定する災害関係保証に係る保険関係についての保険料率は、普通保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の四 の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条 の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項 に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項 に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条 の規定に係る債務の保証、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号）第四十六条 の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の

促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント）とする。

- 5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・五パーセントとする。
- 6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険価額の合計額が二千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・九パーセントとする。

第三条 法第十四条の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

附 則 （略）

⑫ 小規模企業者等設備導入資金助成法

(昭和三十一年五月二十二日法律第百十五号)

最終改正：平成一九年五月二五日法律第五八号

(目的)

第一条 この法律は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 小規模企業者（常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人）以下の事業者をいう。次号において同じ。）

二 小規模企業者以外の中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項 各号に掲げるものをいう。）であつて、常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の事業者であるもののうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるものとして政令で定めるもの

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第一号及び第二号に掲げる者にあつては小規模企業者等となることを見込まれる者に、第三号及び第四号に掲げる者にあつては小規模企業者等に限る。）をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 新たに事業を開始した個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。）であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの

四 新たに設立された会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

3 この法律において「小規模企業者等設備導入資金」とは、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、都道府県が貸与機関に対して貸し付ける設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行うのに必要な資金をいう。

4 この法律において「貸与機関」とは、一般社団法人又は一般財団法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。

5 この法律において「設備資金貸付事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについ

て、その設置又はプログラム使用权の取得に充てられる資金の貸付けを行う事業をいう。

一 創業者の設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

二 小規模企業者等（創業者を除く。次項第二号において同じ。）の設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

6 この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用权の提供（プログラム使用权を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。

一 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

7 この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいい、「プログラム使用权」とは、プログラムを情報処理（同条第一項に規定する情報処理をいう。）のために使用する権利をいう。

（都道府県に対する国の助成等）

第三条 国は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に資するため、都道府県が小規模企業者等設備導入資金の貸付けの事業（以下「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」という。）を行うときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。ただし、第十条第一項の規定により都道府県が設置する特別会計において小規模企業者等設備導入資金貸付事業に運用することができる資金の額がその事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県ごとに、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める。

（貸付金の限度）

第四条 都道府県が貸与機関に対して貸し付けることができる小規模企業者等設備導入資金の金額は、設備資金貸付事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額に相当する額以内の額、設備貸与事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額の二分の一に相当する額以内の額とする。

2 貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る一の借主に対して貸し付けることができる貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用权につき、貸与機関が必要と認めた金額の二分の一に相当する額以内の額とする。

(利率及び償還期間)

- 第五条** 都道府県が貸し付ける小規模企業者等設備導入資金は、無利子とし、その償還期間は、八年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定により設置する汚水の処理施設又は騒音を防止するための施設、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は同条第十項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第十一項に規定する特定粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する粉じんを防止するための施設、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第二項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第二項の特定工場等において発生する振動を防止するための施設、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条に規定する悪臭原因物の事業場からの排出を防止するための施設、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設から排出されるダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）の排出を防止するための施設その他公害を防止するための施設であつて政令で定めるものに係る貸付金の償還期間は、十三年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 2 貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、前項ただし書に規定する施設に係る貸付金の償還期間は、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用权の提供の対価の支払期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。ただし、第一項ただし書に規定する施設に係る対価の支払期間は、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中略)

(償還の免除)

- 第八条** 都道府県は、災害その他貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者の責めに帰することができない理由により、その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるときは、経済産業大臣の承認を受けて、小規模企業者等設備導入資金の貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(中略)

(貸与機関)

第十四条 都道府県が国の貸付金を財源の一部として小規模企業者等設備導入資金を貸し付けることができる貸与機関は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。
- 二 その設備資金貸付事業及び設備貸与事業の業務の方法が経済産業省令で定める基準に従い定められていること。
- 三 設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供を受けた者の依頼に応じて当該設備又は当該プログラム使用权に係るプログラムの効率的な利用に資するため必要な情報の提供及び助言を行う事業を併せて行うものであること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める要件に適合すること。

(以下略)

⑬ 小規模企業者等設備導入資金助成法施行令

(昭和三十一年五月二十二日政令第百五十二号)

最終改正:平成一二年六月七日政令第三一一号

(小規模企業者等)

第一条 小規模企業者等設備導入資金助成法(以下「法」という。)第二条第一項第二号の政令で定める数は、五十人とする。

2 法第二条第一項第二号の政令で定める事業者は、銀行その他の経済産業大臣が定める金融機関からの借入金の残高の合計額が経済産業大臣の定める額以下である事業者とする。ただし、当該事業者が次の各号に掲げる事業者である場合にあつては、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

- 一 事業を開始した日以後三年を経過している事業者 直近三年間に終了した各事業年度の経常利益の額の合計額を三で除して得た額が経済産業大臣の定める額以下であること。
- 二 会社である事業者 その会社の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の一を超える数又は額の株式又は出資を単独で所有する大企業者(中小企業者以外の者(会社及び個人に限る。))で事業を営むものをいう。)がないこと。

(償還期間)

第二条 法第五条第一項本文に規定する償還期間は、八年(特別の理由があると認められるときは、四年以上八年以内において都道府県が定める期間)とし、同項ただし書に規定する償還期間は、十三年(特別の理由があると認められるときは、七年以上十三年以内において都道府県が定める期間)とする。

2 法第五条第二項本文に規定する償還期間は、七年(特別の理由があると認められるときは、三年以上七年以内において貸与機関が定める期間)とし、同項ただし書に規定する償還期間は、十二年(特別の理由があると認められるときは、六年以上十二年以内において貸与機関が定める期間)とする。

3 法第五条第三項本文に規定する支払期間は、七年(特別の理由があると認められるときは、三年以上七年以内において貸与機関が定める期間)とし、同項ただし書に規定する支払期間は、十二年(特別の理由があると認められるときは、六年以上十二年以内において貸与機関が定める期間)とする。

(以下略)

⑭ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(平成十四年十二月十一日法律第百四十七号)

最終改正：平成二二年五月二八日法律第三七号

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 役員及び職員（第七条—第十四条）
- 第三章 業務等（第十五条—第二十五条）
- 第四章 雑則（第二十六条—第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条—第三十五条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(中略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。
- 二 中小企業支援担当者（中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。
- 三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。
 - イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

- ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。
 - ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
 - ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。
 - 五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第八号から第十号までに該当するものを除く。）を行うこと。
 - イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者
 - ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者
 - ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者
 - 六 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。
 - 七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第六条の規定による債務の保証を行うこと。
 - 八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等及び同条第二項の規定による出資並びに中心市街地活性化法第四十二条の規定による債務の保証を行うこと。
 - 九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証及び同法第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。
 - 十 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条及び第五十条の規定による債務の保証並びに同法第四十七条の規定による出資を行うこと。
 - 十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域産業集積形成法」という。）第九条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。
 - 十二 小規模企業共済法 の規定による小規模企業共済事業を行うこと。
 - 十三 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。
 - 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
 - 十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業

務を行うことができる。

一 事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。

四 委託を受けて、中心市街地活性化法第三十八条第三項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。

五 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

六 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないものその者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているものその会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体その団体の事業に必要な資金

3 第一項第三号ロ及びハ、同項第四号（同項第三号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4 第二項第七号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十一号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（ 以下略 ）

